

空き家所有者
不動産業者 向け

スタートしようShizuoka暮らし

ふじのくに空き家バンク

11 住み続けられるまちづくりを



空き家バンクって...?

空き家バンクとは、空き家を貸したい方・売りたい方に空き家物件を登録していただき、その情報を公開し、空き家を借りたい方・買いたい方へ情報提供するものです。

ふじのくに空き家バンクのここがいいっ！

要CHECK!!

CheckPoint①

広い空き家の掲載

延床面積120㎡以上の広い住宅または広い庭のある住宅が対象で、子育て世代のニーズにぴったり!

登録は無料

CheckPoint②

建物状況調査の実施

売却・賃貸前に建物の状況が分かり、引き渡し後のトラブル回避や競合物件との差別化が図れます!

調査は無料

CheckPoint③

物件のキーワード検索

「農地付き」や「富士山が見える」などの検索機能により、希望の物件を見つけることができます!

CheckPoint④

マッチング支援

「地域の担い手となる子育て世帯希望」など、貸主・売主の想いを賃貸・購入希望者に繋げます!

CheckPoint⑤

移転費補助

移転にかかる経費に補助金が出ます。県内からの移転は最大10万円!県外からの移転は最大20万円!!

最大20万円

CheckPoint⑥

全国版空き家バンクに掲載

全国版空き家バンク「アットホーム」にも物件情報を掲載で、さらに物件の広報力アップ!

NEW

あなたの空き家をふじのくに空き家バンクに登録しませんか?

※空き家バンクへの登録、建物状況調査、移転費補助には、それぞれ対象の要件があります。

詳細はホームページをご覧ください。制度の詳細や登録の仕方がご覧いただけます。



「ふじのくに空き家バンク」ホームページ

ふじのくに空き家バンク



スタートしよう!
Shizuoka
暮らし

ふじのくに

空き家バンク

静岡県

くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課

☎ 054-221-3081

✉ sumai@pref.shizuoka.lg.jp

ふじのくに空き家バンク

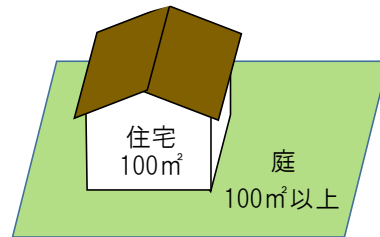
ふじのくに空き家バンクは、広い空き家の情報を、空き家を借りたい方・買いたい方へ提供するものです。
ふじのくに空き家バンクは、専門家が建物の構造に関わる部分の劣化状況等を無料で調査する『建物状況調査制度』や、
賃貸・購入される方の移転にかかる経費の一部を補助する『移転費補助制度』をご用意しています。
あなたの空き家の魅力を効果的にPRし、移転費の補助制度により、成約の後押しのお手伝いをいたします。
ぜひ、あなたの空き家をふじのくに空き家バンクにご登録ください。

登録の要件

以下のすべての要件を満たす住宅が登録の対象となります。

- (1) 県内の一戸建ての住宅
- (2) 面積要件（AまたはBに該当する住宅）
A：延べ面積 \geq 120平方メートル
B：（庭等面積 \times 1 + コモンスペース面積 \times 2） \geq 延べ面積
- (3) 新築 \times 4ではない住宅
- (4) 現在空き家である住宅又は空き家となる見込みの住宅
- (5) 居住可能である住宅
- (6) 不動産業者と媒介契約が締結されている住宅
- (7) 不動産登記法第44条第1項第3号に規定する建物の種類が居宅

【面積要件Bのイメージ】



※1 庭等面積：敷地面積と農地面積の合計から、建物の1階の床面積を除いた面積

※2 コモンスペース面積：特定の住民が共同で管理及び利用している公園、農地、菜園、コミュニティ道路 \times 3の面積

※3 コミュニティ道路：歩行者又は自転車の通行用の通路（限定的に自動車の通行を認めているものを含む。）で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 通勤、買物、登下校等の通路であること

イ 子供の遊び場、散策、立ち話等ができる通路であること

ウ 自動車が容易に進入できない及び低速でしか走行できない構造の通路であること

※4 新築：新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事完了の日から起算して1年以上経過したものを除く）

申請方法（申請・登録は無料です）

申請方法：オンライン申請のみ

申請者：空き家（敷地、農地含む）を所有しているなど、売却・賃貸を行なう権利を有する方

申請書類：ホームページからダウンロードできます。

申請先：静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課

sumai@pref.shizuoka.lg.jp ※ホームページから直接申請できます。

提出書類

【必ず提出いただく書類】

- (1) 静岡県版空き家バンク空き家情報登録申請書（要綱様式第1号）
- (2) 空き家登録情報（要領様式第1号）
- (3) 確認及び誓約書（要領様式第3号）
- (4) 空き家の位置図（地図）
- (5) 空き家の間取り図（平面図）
- (6) 写真（建物（外観、内観）、敷地、農地、コモンスペースの状況がわかるもの）
- (7) 本人が確認できる書類（運転免許証等）
- (8) 所有者であることを証明する書類（家屋登記簿謄本、土地登記簿謄本等）
- (9) 不動産関係業者との媒介契約書の写し（一般媒介契約の場合は、一般媒介契約業者一覧表（要領様式第2号）に記載した全ての業者の契約書の写し）

【該当する場合に提出いただく書類・任意で提出いただく書類】

- (10) 一般媒介契約業者一覧表（要領様式第2号）【不動産業者と一般媒介契約を締結した場合】
- (11) 配置図（建物、敷地、農地、コモンスペースの状況がわかるもの）【任意】※住宅の延べ面積が120㎡未満の場合は必須
- (12) 耐震性を有する住宅であることが確認できる書類【耐震性を有する住宅の場合】

昭和56年6月1日以降に建築に着手したもの	確認済証、固定資産課税台帳登録証明書、家屋登記簿謄本等
昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの	木造住宅耐震診断結果報告書等

- (13) 耐震性を有しない住宅であることが確認できる書類（木造住宅耐震診断結果報告書等）【耐震性を有しない住宅の場合】
- (14) 耐震シェルター又は防災ベッドを導入したことが確認できる書類（市町が発行する補助金確定通知等）【該当する場合】
- (15) コモンスペースを管理及び利用できることを証明する書類（契約書、協定書等）【該当する場合】
- (16) コモンスペースを管理及び利用している世帯数を証明する書類（契約書、協定書等）【該当する場合】
- (17) コモンスペースに該当することを証明する書類（図面等）【該当する場合】
- (18) その他知事が必要と認めるもの

ご利用にあたっての注意事項

- (1) ふじのくに空き家バンクは、ふじのくに空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではありません。
- (2) ふじのくに空き家バンクは、登録された空き家の情報を、空き家を借りたい方・買いたい方へ提供するものであり、県は、当事者間の「交渉」、「契約」について関与しません。また、契約等に関するトラブルについては、当事者間での解決をお願いします。
- (3) ふじのくに空き家バンクは、登録された空き家の品質や性能などを評価・担保するものではありません。

ふじのくに空き家バンク建物状況調査制度(令和6年度)

建物状況調査とは、国土交通省の定める講習を修了した建築士が、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分や雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査です。

ふじのくに空き家バンク建物状況調査制度は、対象の空き家の所有者等からの申し込みにより、県が建築士、シロアリ業者を派遣し、無料で調査を実施し、その結果をホームページで公開する制度です。

建物状況調査を実施することで、売却・賃貸前に建物の状況が分かるため、引き渡し後のトラブル回避や競合物件との差別化が図れるメリットがあります。(賃貸・購入希望者は申し込みできません。)

※建物状況調査は、不動産業者との媒介契約前に実施される物件調査とは異なります。

申込期間・受付件数

申込期間：未定
受付件数：約30件
・申込受付は先着順です。予算がなくなり次第終了となります。

申請期間は、
6月頃に決定予定

調査実施の要件

以下のすべての要件を満たす住宅が調査実施の対象となります。

- (1)ふじのくに空き家バンクに登録された住宅
- (2)昭和56年6月1日以降に建築に着手した住宅、または、昭和56年6月1日以前に建築に着手した住宅で耐震診断を実施した住宅(耐震性の有無は問いません)

申込方法・申込書類(申込・調査は無料です)

申込方法：オンライン申請のみ

申込者：ふじのくに空き家バンクの登録申請者

申込書類(予定)：(1)申込書 (2)確認及び誓約書
(3)調査日程等確認事項 (4)平面図(建築図面)
(5)建築基準法に基づく確認済証の写し又は、建築計画概要書等の写し(有する場合)
(6)建築基準法に基づく検査済証の写し又は、建築基準法適合状況調査等の写し(有する場合)
(7)その他知事が必要と認めるもの ※様式はホームページからダウンロードできます。

申込先：静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課
sumai@pref.shizuoka.lg.jp ※ホームページから直接申請が可能です。

調査の流れ



調査にあたっての注意事項

- (1)調査結果のよし悪しに関わらず、調査結果はホームページで公開します。
- (2)調査日まで、小屋裏、床下に点検口の設置をお願いします。(設置されていない場合、調査できない項目がありますのでご了承ください。)
- (3)瑕疵保険は付いておりません。

ふじのくに空き家バンク移転費補助制度(令和6年度)

ふじのくに空き家バンク移転費補助制度は、対象の空き家に転居される方に対し、転居にかかる費用の一部を補助する制度です。

申請期間：令和6年4月8日(月)～令和7年2月28日(金)

県外からの移住者：最大20万円(最大5件)

県内からの移住者：最大10万円(最大10件)

令和6年度予算100万円
が無くなり次第終了

補助の対象要件

以下のすべての要件を満たす住宅が補助の対象となります。

- (1)ふじのくに空き家バンクに登録された住宅
- (2)空き家となった日から起算して、1年以上経過した住宅
- (3)耐震性を有する住宅(耐震補強工事を実施するものも含む)

※「耐震性を有する住宅」とは、次のいずれかの住宅をいいます。
・昭和56年6月1日以降に建築に着手した住宅
・昭和56年6月1日以前に建築に着手した住宅で、
「TOUKAI-0」総合支援事業の実施等により耐震性が確保された住宅
・耐震診断の結果、耐震性が確認できた住宅
・耐震シェルターまたは防災ベッドが導入された住宅

補助の対象となる移転にかかる事業

以下の事業に対する経費が対象になります。

- (1)引っ越し代
- (2)レンタカー代
- (3)現在お住まいの住居にある家財道具の廃棄代
- (4)仲介手数料
- (5)貸借の契約に係る礼金
- (6)貸借の契約に係る敷金
- (7)現在お住まいの住居から移転する空き家までの運賃(公共交通機関に限る)(1回分の移動に限る)

申請方法や提出書類等の詳細は、賃貸・購入希望者向けリーフレット、ホームページをご覧ください。

ふじのくに空き家バンクのご利用の流れ

空き家を **貸** したい **売** りたい

ふじのくに空き家バンク

空き家を **借** りたい **買** いたい

STEP0

不動産業者と媒介契約

不動産業者に、空き家の売却・賃借の仲介をしてもらうため、不動産業者と媒介契約を締結してください。

STEP1

物件の登録申請

電話、メールなどでお問い合わせの上、申請書類一式をメールで県に提出します。

STEP2

無料建物状況調査申請

無料建物状況調査の対象となる空き家の場合、申請書類一式を、メールで県に提出します。

STEP3 (媒介業者を通じて対応)

内覧等の実施

媒介契約した不動産業者が、物件の詳細説明や、内覧の調整等を行ないます。

STEP4 (媒介業者を通じて対応)

交渉

媒介契約した不動産業者を通じて、賃借、売却の交渉を行ないます。

STEP5 (媒介業者を通じて対応)

契約

媒介契約した不動産業者を通じて、賃借、売却の契約を行ないます。

審査・登録・公開

登録申請書類の審査を行い、ふじのくに空き家バンクに登録し、専用サイトで公開します。

建物状況調査実施・公開

専門家を派遣して、建物状況調査を実施し、調査結果を専用サイトで公開します。

審査・交付決定

申請書類の審査を行い、申請者に交付決定通知書を送付します。

審査・確定・支払い

報告書類を審査し、申請者に確定通知書を送付します。請求書受理後、補助金をお支払いします。

STEP1

物件の閲覧・問合せ

専用サイトで物件の情報を閲覧します。ふじのくに空き家バンクの制度に関するお問い合わせは、県住まいづくり課、物件の内容についてのお問い合わせは、専用サイトに掲載の不動産業者にご連絡ください。

STEP2

物件の内覧等

物件の詳細説明や、内覧の調整等は専用サイトに掲載の不動産業者が行ないます。

STEP3

交渉

ご希望の物件が見つかった場合、専用サイトに掲載の不動産業者と交渉を行なってください。

STEP4

移転費補助申請

移転費補助の対象となる空き家の場合、申請書類一式を、メールで県に提出します。

STEP5

契約

ご希望の物件について、契約を締結してください。

STEP6

移転完了報告・請求

移転が完了したら、完了実績報告書類一式をメールで県に提出し、確定通知書受理後に請求書を提出します。